

民間事業者とのデータ連携標準仕様

オープンデータ化する求人情報等の項目は、別紙 5 のとおりとする。なお、都道府県がデータ管理に必要な情報は別途収集・管理することを前提としている。

別紙 5 における各列の項目は、次のとおりである。

(1) NO

当該求人情報等の項目の項番。

(2) 大分類

当該求人情報等の項目を抽象化した大きくくりの項目名。

(3) 小分類

当該求人情報等の項目名。

(4) DB名

当該求人情報等の項目に係るガイドライン 3 3.2 オープンデータの提供形式 (1) に記載する情報登録用 API 及び外部提供用 API のパラメータ名。

(5) 必須・任意

当該求人情報等の項目に係る次の定義による必須・任意の区分を示したものの。当該データの扱いは、別添 2 「求人情報等オープンデータ標準利用規約」のとおりとします。

「必須」とは民間事業者に、関係法令等を踏まえ、データが入力された状態で提供することが必要なもの。

「任意」とは民間事業者にデータが入力されていない状態でも提供することを許容するもの。

(6) 定義

当該求人情報等の項目の解説及び入力者が入力していただきたい事柄と入力ルール。

(7) 想定入力者

当該求人情報等の項目のデータを作成する想定者。

(8) 文字数制限（全角換算）

当該求人情報等の項目のデータ提供時の文字数の制限。カッコ内が全角文字換算の文字数制限。指定文字コードである UTF 8 において全角文字は 3 バイトであるため、文字数制限は通常 1 バイト文字換算の 3 分の 1 となる。

(9) データ型

当該求人情報等の項目のデータの値が、数値なのか文字列なのかの別。

(10) データ形式規則

当該求人情報等の項目のデータ形式に係る入力規則。

(11) データ形式の具体例

当該求人情報等の項目について、実際提供する際のデータを表示した場合の具体例。あくまで民間事業者へ提供するデータ形式であって、入力時やマッチングサイト等で画面に表示される形式と同じになるとは限らない。

(12) データ形式の NG 例

当該求人情報等の項目を提供する際、受け付けないデータの具体例。

(13) 備考

当該求人情報等の項目に係る特記事項。

(14) 募集情報等提供事業の業務運営要領（厚生労働省）

平成 30 年 1 月 1 日から適用される募集情報等提供事業の業務運営要領 3 労働条件等の明示に関し、募集者が遵守すべき事項に係る該当箇所。

(15) 求人情報提供ガイドライン（求人情報適正化推進協議会）

求人情報提供ガイドライン 求人情報における掲載明示項目および明示に努める項目の区分に係る該当箇所。